

大田区立御園中学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものであり、絶対に許されない行為である。

本校は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）第12条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「大田区いじめ防止基本方針」等を踏まえ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「大田区立御園中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等のための基本的な方針

(1) 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめ問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、大田区、大田区教育委員会、その他の関係諸機関が相互に連携し、大田区いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍する等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

2 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの防止、いじめの早期発見及び対処等に関する措置を効果的に行うために、学校の中核となる組織として、運営委員会内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 委員構成

構成委員は、校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

(3) 会議

原則として、週1回開催する。また、必要に応じて、臨時的に開催する。

(4) 調査等

- ・重大事態が発生した場合には、大田区教育委員会への報告とともに、連携して事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・全教職員が「大田区立御園中学校いじめ防止基本方針」の意義や概要について説明できるようにする。

3 いじめ防止等の具体的な対策

いじめは、どの学校にも起こりうるとの認識の上で、学校、家庭、地域、大田区、大田区教育委員会、その他の関係諸機関の連携のもと、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等の具体的な対策を推進する。

(1) 未然防止

- ① 学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識高揚のため、朝礼や学年集会、学校行事、学級活動、道徳の授業などを通じて横断的にいじめ防止に関する指導を徹底する。
- ② 各教科等の学校の教育活動全体を通じて、決まりやルールについての理解を深め、人権意識や規範意識を養うとともに、いじめを許さない態度を育てる。
- ③ 朝の「あいさつ運動」、学校行事や生徒会活動、部活動等を通して、いじめを生まない望ましい人間関係を構築する。
- ④ 「いじめ総合対策（令和3年2月東京都教育委員会）」の「学習プログラム」、年3回の「いじめ防止授業」、情報モラル教育等を通して、いじめを絶対にしない気持ち、いじめを傍観しない気持ち、生徒が互いの個性を理解する気持ちを育てる。
- ⑤ 保護者会（4月、7月、3月）を通して、家庭への啓発を促進する。

- ⑥ 教育相談（7月、11月、12月）、学校だよりや学年通信などを通して家庭との連携・協力を強化し、開かれた学校づくりを推進する。
- ⑦ いじめに関する内容を校内研修会等で扱い、OJT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ⑧ 週1回の生活指導部会や学年会を通して、いじめや不登校等の情報を収集し、未然に当該生徒・保護者への注意や警告を行う。

（2）早期発見

- ① 日常的な会話や観察等を通して、生徒の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するよう努める。
- ② 7月、11月、12月の二者面談や三者面談を通して、カウンセリングマインドで生徒や保護者の声から早期発見につなげる。
- ③ 大田区学校生活調査（6月、11月）、学級集団調査（6月、2月）、定期的なアンケートを活用した教育相談を実施し、早期にいじめの実態を把握するとともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ④ 休み時間、昼休み、放課後等において、教員の巡回による生徒の行動観察をきめ細かく行う。
- ⑤ 生徒に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。

（3）早期対応

- ① いじめ防止対策委員会は、把握した情報に基づき、適切ないじめ解決のための対応方針を策定する。また、緊急に学年会等を招集し、情報の共有化を図るとともに、被害生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割分担を明確にして、確実に取り組む。
- ② 被害生徒の安全確保を全校体制で実施するとともに、スクールカウンセラー等を活用し、被害生徒・保護者の心のケアを行う。また、必要に応じて、いじめを伝えた生徒をはじめとする周囲の生徒の安全確保と心のケアをあわせて行う。
- ③ 加害生徒に対しては、いじめを止めさせ、再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって、組織的かつ継続的に指導、観察を行う。状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、加害生徒・保護者の心のケアを行う。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。
- ⑤ 少なくとも3ヶ月は、いじめの行為が止んでいること及び被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できなければ、解消している状態とはいえないことを踏まえ、いじめに関わった生徒の様子を注意深く観察する。

（4）重大事態への対処

- ① 全教職員に、法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と解釈の内容を確認させ、理解を深めさせる。
- ② 重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ③ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び区教育委員会が行う調査に協力する。
- ④ いじめられた生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境をつくる。
- ⑤ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ⑥ 必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ⑦ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ⑧ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。

4 関係機関等と連携した取組の推進

- ・学校、近隣町会、保護司、元PTA役員、現PTA役員による「地域教育連絡協議会」で、学校の課題を報告する。
- ・児童相談所、蒲田警察署、大森少年センター、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、その他の専門的知識を有する機関との連携を図る。
- ・本校に関する情報は、どのような情報でも、積極的に情報を得られるよう、地域、家庭への情報提供を呼びかける。